

「弁護士による法律セミナー」を開催

毎年11月25日は国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」、11月12日～25日の2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間となっています。三木市では意識啓発等の取組を強化するため、次のとおり「弁護士による法律セミナー」を開催します。

1 開催セミナー

第1回 「知っておこう！パワハラ・セクハラ」

- ・セクハラ被害を受けた時に、自分自身を守るための法律について
- ・被害防止に向けて職場に求められていることや被害者の支援環境について

- (1) 日 時 11月18日(水) 午前10時～11時30分
- (2) 会 場 三木市立教育センター4階 大研修室
- (3) 参加対象 どなたでも(要申込) 無料
- (4) 一時保育 あり(要申込11月4日まで 対象：1歳以上就学前までの幼児)
- (5) 定 員 なし

第2回 「聞いてみよう！離婚・DV」

- ・子どものこと、お金のことなど離婚やDVにおける様々な問題を法律的に対処するために知っておきたいこと

- (1) 日 時 12月16日(水) 午前10時～11時30分
- (2) 会 場 三木市立教育センター4階 中研修室
- (3) 参加対象 女性(要申込) 無料
- (4) 一時保育 あり(要申込12月2日まで 対象：1歳以上就学前までの幼児)
- (5) 定 員 30名(先着順)

2 講 師 第1回・第2回いずれも にししかたかずよ 西片和代さん(弁護士)

申込・問い合わせ先 三木市男女共同参画センター
三木市福井1933-12(教育センター3階)
電話・FAX 0794-89-2331